

# 大淀町地域防災計画

令和3年（2021年）5月

大淀町防災会議

# 目次

第1編	総則	1
第1章	計画の基本方針	1
第1節	目的	1
第2節	計画の位置づけ	1
第3節	基本方針	2
第4節	計画の構成	2
第2章	防災ビジョン	4
第1節	計画の理念	4
第2節	基本目標達成のための防災施策	5
第3章	町域の概況	7
第1節	自然的条件	7
第1節	地勢	7
第2節	地形	7
第3節	地質	7
第4節	活断層	8
第5節	気象	9
第2節	社会的条件	10
第1節	人口	10
第2節	交通網	11
第3節	土地利用状況	11
第4節	歴史・文化資源	11
第4章	災害危険性及び想定する災害	12
第1節	災害履歴	12
第1節	台風・集中豪雨災害	12
第2節	地震災害	12
第2節	地域の災害危険性	13
第1節	災害危険性	13
第2節	地域ブロック別の災害特性	14
第3節	想定災害	16
第1節	地震災害	16
第2節	風水害	17
第3節	その他災害	17
第4節	地震被害想定	18
第1節	予測震度及び液状化予測	18
第2節	被害想定	19
第5節	洪水予測	22

第5章	防災関係機関が処置すべき 事務又は業務の大綱	24
第1	実施責任	24
第2	地方公共団体の業務	25
第3	指定地方行政機関、指定公共機関等の業務	27
第6章	住民、事業所の基本的責務	36
第1節	住民の役割	36
第1	町民一人ひとりの役割	36
第2	区・自主防災組織の役割	37
第2節	事業所の役割	37
第1	災害予防対策	37
第2	地域への貢献	37
第3	応急対策活動への協力	37
第7章	計画の運用	38
第1	計画の修正	38
第2	計画の運用	38
第2編	災害予防計画	39
第1章	住民避難	39
第1節	避難収容体制の確立	39
第1	避難の定義	39
第2	指定緊急避難場所、避難路の選定と整備	39
第3	指定避難所の指定と整備	41
第4	指定避難所の運営管理体制の整備	43
第5	指定避難所以外の避難収容施設の確保	43
第6	福祉避難所の確保	44
第7	避難所運営マニュアルの活用	44
第8	避難所としての学校施設利用計画の策定	44
第9	住民等による自主運営に向けた運営体制の周知	44
第10	避難所開設・運営訓練の実施	44
第11	避難所生活の長期化に対応した環境整備	45
第12	在宅被災者等への支援体制の整備	45
第13	主要施設における避難計画	45
第2節	帰宅困難者支援体制の整備	47
第3節	要配慮者の安全確保	48
第1	福祉のまちづくりの推進	48
第2	避難行動要支援者避難支援計画	48
第3	在宅の要配慮者対策	50
第4	社会福祉施設等における対策	51
第5	外国人等への対策	51

第6	防災訓練、教育の実施	52
第7	要配慮者等向け生活用品・食料等の準備	52
第4節	応急住宅等供給体制の整備	53
第1	応急仮設住宅の供給体制の整備	53
第2	公営住宅の空家状況の把握	53
第2章	住民等の防災活動の促進	54
第1節	防災知識の普及	54
第1	学校等における防災教育	54
第2	防災知識の普及啓発	55
第3	町職員に対する防災教育	56
第4	防災上重要な施設の管理者等の教育	56
第5	災害教訓の伝承	57
第2節	防災訓練の実施	58
第1	総合防災訓練	58
第2	個別防災訓練	58
第3	住民の訓練	58
第3節	自主防災体制の整備	60
第1	自主防災組織の育成	60
第2	事業所による自主防災体制の整備	61
第3	救助・初期消火活動の支援	62
第4	地区防災計画の策定	62
第4節	企業防災の促進	63
第1	企業・事業所の役割	63
第2	町の役割	63
第3	商工団体等の役割	64
第5節	消防団員による地域防災体制の充実強化	65
第1	消防団の役割	65
第2	他の組織との関係	65
第3	消防団員数の確保	65
第6節	ボランティア活動支援環境の整備	67
第1	ボランティアの役割と協働	67
第2	受入れ体制の整備	67
第3	人材の育成	68
第4	活動支援体制の整備	68
第3章	災害に強いまちづくり	69
第1節	まちの防災機能強化	69
第1	市街地の整備	69
第2	防災空間の確保	70
第3	都市基盤施設の防災機能の強化	71
第4	土木構造物の耐震対策	71
第2節	建築物等の安全対策の推進	73
第1	建築物等の耐震対策	73
第2	建築物等の防火・安全化対策	73

第3節	交通確保体制の整備	75
第1	鉄道施設（近畿日本鉄道株式会社）	75
第2	道路施設（町、県）	75
第3	緊急輸送道路等の整備	76
第4節	ライフライン確保体制の整備	80
第1	上水道	80
第2	下水道	81
第3	電力（関西電力送配電株式会社）	82
第4	ガス（LPガス等事業者）	85
第5	電気通信（西日本電信電話株式会社）	85
第6	住民への広報	87
第5節	危険物等災害予防対策の推進	88
第1	危険物災害予防対策	88
第2	高圧ガス、LPガス災害予防対策	88
第3	火薬類災害予防対策	89
第4	毒物・劇物災害予防対策	89
第5	放射性物質保管施設災害予防対策	89
第6	原子力災害予防対策	89
第7	危険物等の輸送災害対策	89
第6節	水害予防対策の推進	90
第1	河川・水路の改修等	90
第2	水害防止対策の推進	90
第3	農地・ため池の防災対策	92
第4	住民への周知	92
第7節	地盤災害予防対策の推進	93
第1	土砂災害警戒区域等における防災対策	93
第2	土砂災害警戒情報等の事前周知	94
第3	土石流対策	94
第4	地すべり対策	95
第5	急傾斜地崩壊対策	96
第6	山地災害対策	97
第7	宅地防災対策	97
第8	孤立地区対策	98
第8節	火災予防対策の推進	99
第1	建築物等の火災予防	99
第2	林野火災の予防	100
第3	活動体制の整備	101
第9節	地震防災緊急事業五箇年計画の推進	103
第4章	災害に備えた防災体制の確立	106
第1節	総合的防災体制の整備	106
第1	町の災害組織体制等の整備	106
第2	関係機関等との連携体制の整備	106
第3	人材の育成	107
第4	防災中枢機能等の確保・充実	108

第5	地域防災拠点の整備・充実	108
第6	防災用資機材等の確保	109
第7	複合災害防止体制の整備	110
第8	防災に関する調査研究の推進	110
第2節	航空防災体制の整備	111
第3節	情報収集伝達体制の整備	112
第1	通信手段の整備	112
第2	情報収集伝達体制の強化	113
第3	災害広報体制の整備	114
第4	非常通信体制の強化	114
第5	安否確認及び支援情報等の提供体制の整備	115
第6	災害情報共有化の推進	115
第7	孤立集落等への通信対策	115
第4節	孤立集落対策	116
第1	町、住民・自主防災組織の役割分担	116
第5節	支援・受援体制の整備	117
第1	支援体制の整備	117
第2	受援体制の整備	117
第6節	消防・応援体制の整備	118
第1	消防力の充実	118
第2	応援体制の充実	119
第7節	応急医療体制の整備	120
第1	保健医療体制の整備	120
第2	地域災害拠点病院	120
第3	医療品等の確保	121
第8節	防疫体制の整備	122
第1	町防疫班の編成	122
第2	防疫・保健衛生用資機材等の整備	122
第3	職員への訓練	122
第9節	火葬場等の確保	123
第1	火葬データベースの整備	123
第2	応援協力体制の確立	123
第10節	廃棄物処理体制の整備	124
第1	災害廃棄物処理計画による体制整備	124
第2	災害時の相互協力体制	124
第3	廃棄物仮置き場等の配置計画	124
第11節	緊急物資確保供給体制の整備	125
第1	住民における備蓄の推進	125
第2	飲料水の確保	125
第3	食料及び生活必需品の確保	126
第4	物資の調達、輸送方法	127
第12節	文化財の保護対策	128
第1	文化財防災意識の普及と啓発	128
第2	予防体制の確立	128
第3	消防用設備の整備、保存施設等の充実	128

第4	歴史的建造物への対応	128
第5	災害別対策	129
第13節	文教対策の推進	130
第1	児童生徒等の安全確保対策	130
第2	登下校・登退園の安全確保	131
第14節	二次災害防止体制の整備	131
第1	危険物の安全対策	131
第2	降雨等に伴う二次災害の防止	131
第3	被災建築物応急危険度判定体制の整備	131
第4	被災宅地危険度判定体制の整備	132
第5	砂防ボランティア（斜面判定士等）制度の活用	132
第3編	風水害等応急対策計画	133
第1章	住民避難	133
第1節	応急避難	133
第1	高齢者等避難【警戒レベル3】	135
第2	避難指示【警戒レベル4】、緊急安全確保【警戒レベル5】	136
第3	警戒区域の設定	141
第4	避難	143
第5	指定緊急避難場所の開設、避難行動要支援者の避難完了の確認等	144
第2節	指定避難所の開設・運営	146
第1	指定避難所の開設	146
第2	指定避難所の管理・運営	148
第3	指定避難所の閉鎖及び縮小	151
第4	指定避難所における動物の適正な飼育	152
第5	在宅被災者等への支援	152
第6	車中泊者への対応	152
第7	広域一時滞在	152
第3節	要配慮者の支援	153
第1	安否の確認・被災状況の把握	153
第2	被災した要配慮者への支援活動	154
第4節	建築物・住宅応急対策	156
第1	住居障害物の除去	156
第2	被災住宅の応急修理	157
第3	応急仮設住宅の建設	157
第4	公営住宅等への一時入居	158
第5	住宅に関する相談窓口の設置等	158
第2章	警戒期の対応	159
第1節	組織体制	159
第1	大淀町防災会議	159
第2	活動体制の確立	159

第3	風水害等警戒体制	160
第4	災害対策本部の設置	161
第5	現地災害対策本部の設置	163
第6	本部の組織及び事務分掌	164
第2節	動員体制	169
第1	動員人員	170
第2	動員方法	170
第3	福利厚生	172
第3節	気象予警報等の収集・伝達	173
第1	情報の収集	173
第2	情報の伝達系統	178
第4節	警戒活動	180
第1	水防活動	180
第2	土砂災害警戒活動	181
第3	ライフライン・交通等警戒活動	181
第3章	発災時の対応	183
第1節	情報の収集・伝達	184
第1	気象予警報等の収集・伝達	184
第2	情報の収集・伝達系統	184
第3	被害状況の把握	185
第4	避難及び応急対策の実施状況の把握	187
第5	被害状況等の集約・整理等	188
第6	県及び国への報告	188
第7	被災者の安否情報	191
第2節	通信手段の確保	192
第1	応急復旧	192
第2	通信手段	192
第3節	災害広報・広聴対策	194
第1	災害広報	194
第2	報道機関への情報提供等	195
第3	広聴活動の実施	196
第4節	応援の要請・受入れ	198
第1	行政機関等への応援の要請・受入れ	199
第2	消防活動に係る応援隊の受入れ	200
第3	県消防防災ヘリコプターの派遣要請・受入れ	200
第4	職員の派遣要請・受入れ	201
第5	民間との協力	202
第6	I S U Tの受け入れ体制の準備	204
第7	支援体制の整備（町外で災害が発生した場合）	204
第5節	自衛隊災害派遣の要請要求・受入れ	205
第1	自衛隊災害派遣要請の要求等	205
第2	災害派遣部隊の受入れ	207
第3	派遣部隊の撤収要請	208



第6節	公共土木施設等・建築物応急対策	209
第1	被災直後の初期段階での対応	209
第2	県による住民や町等への情報提供	210
第3	公共土木施設等	210
第4	公共建築物等	212
第5	道路等の災害応急対策	213
第6	林道	215
第7	農道	215
第7節	ライフライン等の確保	216
第1	上水道（町）	217
第2	下水道（町）	217
第3	電力（関西電力送配電株式会社）	218
第4	電気通信（西日本電信電話株式会社）	221
第5	LPガス等（LPガス事業者等）	223
第6	公共交通（近畿日本鉄道株式会社）	224
第8節	救助・救急活動	226
第1	災害発生状況の把握	226
第2	人命救助活動	226
第3	行方不明者の捜索	227
第4	各関係機関の相互応援	227
第9節	医療救護活動	229
第1	医療情報の収集・提供活動	229
第2	医療対策	229
第3	後方医療対策等	231
第4	医薬品等の調達・確保	232
第10節	交通規制・緊急輸送活動	234
第1	緊急輸送の範囲	234
第2	陸上輸送	235
第3	航空輸送	236
第4	交通規制	237
第11節	緊急物資の供給	240
第1	給水活動	240
第2	食料の供給	242
第3	生活必需品の供給	244
第4	日本赤十字社による救助	246
第5	義援金・救援物資の受入れ及び配分	247
第12節	防疫・保健衛生活動	249
第1	防疫活動	249
第2	食品衛生管理	250
第3	被災者の健康維持活動	251
第4	愛玩動物の収容、並びに死亡・放浪動物対策	251
第13節	遺体の収容・処理及び火葬等	254
第1	初期活動	254
第2	遺体の収容	254
第3	遺体の処理	255

第4	遺体の火葬等	255
<b>第14節</b>	<b>廃棄物の処理等</b>	257
第1	し尿処理	257
第2	ごみ処理	259
第3	がれき処理	260
第4	環境保全対策	262
<b>第15節</b>	<b>ボランティア等自発的支援の受入れ</b>	264
第1	ボランティアの受入れ	264
第2	海外からの支援の受入れ	266
<b>第16節</b>	<b>災害救助法の適用</b>	267
第1	災害救助法の適用基準	267
第2	滅失世帯の算定基準	268
第3	災害救助法の適用申請	268
第4	救助の実施	268
第5	救助の程度、方法及び期間並びに費用の範囲	269
第6	救助実施状況の報告	269
<b>第17節</b>	<b>応急教育等</b>	270
第1	学校・園施設の応急対策	270
第2	応急教育の実施	271
第3	園児・児童・生徒の応急対策	272
第4	社会教育施設等の応急対策	273
<b>第18節</b>	<b>文化財応急対策</b>	274
第1	災害発生の通報	274
第2	被害状況の調査・復旧対策	274
<b>第19節</b>	<b>農林関係応急対策</b>	275
第1	農業用施設	275
第2	農作物	275
第3	畜産	275
第4	林産物	275
<b>第20節</b>	<b>社会秩序の維持</b>	276
第1	警備活動	276
第2	住民への呼びかけ	276
第3	物価の安定及び物資の安定供給	276
<b>第21節</b>	<b>災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定</b>	277
<b>第4章</b>	<b>その他災害応急対策</b>	278
<b>第1節</b>	<b>地盤災害応急対策</b>	278
第1	土砂災害応急対策	278
第2	被災宅地の危険度判定	278
第3	山地災害応急対策	278
第4	ため池災害応急対策	279
<b>第2節</b>	<b>大規模火災対策</b>	280
第1	警戒活動	280
第2	市街地火災応急対策	280
第3	林野火災応急対策	281

第4	人命救助活動	282
第5	消防活動に係る応援隊の受入れ	283
第6	地域住民との連携	283
第3節	危険物等災害応急対策	284
第1	危険物施設災害応急対策	284
第2	高圧ガス施設等災害応急対策	285
第3	放射性物質保管施設災害応急対策	286
第4	原子力災害応急対策	287
第4節	大規模交通災害応急対策	289
第1	大規模交通災害の種類	289
第2	応急対策	289
第4編	地震災害応急対策計画	291
第1章	住民避難	291
第1節	応急避難	291
第1	高齢者等避難【警戒レベル3】	293
第2	避難指示【警戒レベル4】、緊急安全確保【警戒レベル5】	293
第3	警戒区域の設定	296
第4	避難	298
第5	指定緊急避難場所の開設、避難行動要支援者の避難完了の確認等	300
第2節	指定避難所の開設・運営	301
第1	指定避難所の開設	301
第2	指定避難所の管理・運営	303
第3	指定避難所の閉鎖及び縮小	306
第4	指定避難所における動物の適正な飼育	307
第5	在宅被災者等への支援	307
第6	車中泊者への対応	307
第7	広域一時滞在	307
第3節	要配慮者の支援	308
第1	安否の確認・被災状況の把握	308
第2	被災した要配慮者への支援活動	309
第4節	建築物・住宅応急対策	311
第1	住居障害物の除去	311
第2	被災住宅の応急修理	312
第3	応急仮設住宅の建設	312
第4	公営住宅等への一時入居	313
第5	住宅に関する相談窓口の設置等	313
第2章	発災時の対応	314
第1節	組織体制	315
第1	大淀町防災会議	315
第2	活動体制の確立	315

第3	休日・夜間等地震初動体制	316
第4	災害対策本部の設置	316
第5	現地災害対策本部の設置	318
第6	本部の組織及び事務分掌	319
第2節	動員体制	324
第1	動員人員	325
第2	動員方法	325
第3	福利厚生	327
第3節	情報の収集・伝達	328
第1	地震情報の収集・伝達	328
第2	災害情報及び防災情報の収集・伝達	333
第3	被害状況の把握	334
第4	避難及び応急対策の実施状況の把握	336
第5	被害状況等の集約・整理等	336
第6	県及び国への報告	337
第7	被災者の安否情報	339
第4節	通信手段の確保	341
第1	応急復旧	341
第2	通信手段	341
第5節	災害広報・広聴対策	343
第1	災害広報	343
第2	報道機関への情報提供等	345
第3	広聴活動の実施	345
第6節	応援の要請・受入れ	347
第1	行政機関等への応援の要請・受入れ	348
第2	消防活動に係る応援隊の受入れ	349
第3	県消防防災ヘリコプターの派遣要請・受入れ	350
第4	職員の派遣要請・受入れ	350
第5	民間との協力	351
第6	I S U Tの受け入れ体制の準備	353
第7	支援体制の整備（町外で災害が発生した場合）	353
第7節	自衛隊災害派遣の要請要求・受入れ	354
第1	自衛隊災害派遣要請の要求等	354
第2	災害派遣部隊の受入れ	356
第3	派遣部隊の撤収要請	357
第8節	公共土木施設等・建築物応急対策	358
第1	被災直後の初期段階での対応	358
第2	県による住民や町等への情報提供	359
第3	公共土木施設等	359
第4	被災建築物、被災宅地	361
第5	道路等の災害応急対策	362
第6	林道	364
第7	農道	365
第8	公園、緑地	365
第9	地震水防活動	365

第9節	ライフライン等の確保	367
第1	上水道（町）	368
第2	下水道（町）	368
第3	電力（関西電力送配電株式会社）	369
第4	電気通信（西日本電信電話株式会社）	372
第5	L P ガス等（L P ガス事業者等）	374
第6	公共交通（近畿日本鉄道株式会社）	375
第10節	危険物等災害応急対策	377
第1	危険物施設災害応急対策	377
第2	高圧ガス施設等災害応急対策	378
第3	放射性物質保管施設災害応急対策	379
第4	原子力災害応急対策	380
第11節	地盤災害応急対策	382
第1	砂防施設	382
第2	治山施設	383
第12節	大規模火災対策	384
第1	市街地火災応急対策	384
第2	人命救助活動	384
第3	消防活動に係る応援隊の受入れ	385
第4	地域住民との連携	385
第13節	救助・救急活動	386
第1	地震による人的被害発生状況の把握	386
第2	人命救助活動	386
第3	行方不明者の捜索	387
第4	各関係機関の相互応援	387
第14節	医療救護活動	389
第1	医療情報の収集・提供活動	389
第2	医療対策	389
第3	後方医療対策等	391
第4	医薬品等の調達・確保	392
第15節	交通規制・緊急輸送活動	394
第1	緊急輸送の範囲	394
第2	陸上輸送	395
第3	航空輸送	396
第4	交通規制	397
第16節	緊急物資の供給	400
第1	給水活動	400
第2	食料の供給	402
第3	生活必需品の供給	404
第4	義援金・救援物資の受入れ及び配分	406
第17節	防疫・保健衛生活動	408
第1	防疫活動	408
第2	食品衛生管理	409
第3	被災者の健康維持活動	410
第4	愛玩動物の収容、並びに死亡・放浪動物対策	410

第18節	遺体の収容・処理及び火葬等	413
第1	初期活動	413
第2	遺体の収容	413
第3	遺体の処理	414
第4	遺体の火葬等	414
第19節	廃棄物の処理等	416
第1	し尿処理	416
第2	ごみ処理	418
第3	がれき処理	419
第4	環境保全対策	421
第20節	ボランティア等自発的支援の受入れ	422
第1	ボランティアの受入れ	422
第2	海外からの支援の受入れ	424
第21節	災害救助法の適用	425
第1	災害救助法の適用基準	425
第2	滅失世帯の算定基準	426
第3	災害救助法の適用申請	426
第4	救助の実施	426
第5	救助の程度、方法及び期間並びに費用の範囲	427
第6	救助実施状況の報告	427
第22節	応急教育等	428
第1	学校・園施設の応急対策	428
第2	応急教育の実施	430
第3	園児・児童・生徒の応急対策	430
第4	社会教育施設等の応急対策	431
第23節	文化財応急対策	433
第1	地震災害発生のお知らせ	433
第2	被害状況の調査・復旧対策	433
第24節	農林関係応急対策	434
第1	農業用施設	434
第2	農作物	434
第3	畜産	434
第4	林産物	434
第25節	社会秩序の維持	435
第1	警備活動	435
第2	住民への呼びかけ	435
第3	物価の安定及び物資の安定供給	435
第26節	災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定	436
第5編	災害復旧・復興計画	437
第1章	まちの復旧及び経済の振興対策	437
第1節	公共施設等の復旧	437

第 1	災害復旧事業計画の作成	437
第 2	災害復旧事業の実施	438
第 2 節	激甚災害の指定	439
第 1	激甚災害指定の手続	439
第 2	激甚災害の指定基準	439
第 3	局地激甚災害指定基準	441
第 3 節	被災中小企業の振興	443
第 1	資金需要の調査	443
第 2	中小企業者に対する支援制度の周知	443
第 4 節	被災農林業者への融資	444
第 1	資金需要の調査	444
第 2	農林業者に対する支援制度の周知	444
第 2 章	被災者のくらしとしごとの再建の支援	445
第 1 節	罹災証明書の発行等	445
第 1	罹災台帳の作成	445
第 2	罹災証明書の発行	445
第 3	罹災証明書発行に関する広報	447
第 4	被災証明書の発行	447
第 5	被災者台帳の作成	447
第 2 節	被災者の生活確保	448
第 1	雇用対策	448
第 2	町税等の減免・徴収猶予等	448
第 3	災害援護資金・生活資金等の貸付	449
第 4	災害弔慰金等の支給	450
第 3 章	被災者のこころとからだのケア	451
第 1 節	被災者生活再建窓口の開設	451
第 1	被災者生活再建相談窓口の開設	451
第 2	相談内容・要望の処理	451
第 2 節	被災者健康維持活動	453
第 1	巡回相談等の実施	453
第 2	心の健康相談の実施	453
第 3	女性のための相談窓口の設置	453
第 4 章	被災者のすまいの再建の支援	454
第 1 節	被災者生活再建支援金	454
第 1	被災者生活再建支援金の支給	454
第 2	被災者生活再建支援金の概要	454
第 2 節	住宅の確保	456
第 1	住宅の供給促進	456
第 2	その他の対策	456
第 5 章	災害復旧・復興計画の策定	458
第 1 節	災害復旧・復興方針の策定	458

第1	基本方針	458
第2	復旧・復興計画の策定	458
第2節	災害復旧・復興計画の策定	460
第1	復旧・復興対策体制の整備	460
第2	災害復旧・復興計画の策定	460
第6章	特定大規模災害発生時の復興計画	461
第1	復興対策本部及び復興基本方針等	461
第2	特定大規模災害発生時における復興計画の作成	462
第3	復興整備事業における各種特例措置	463
第6編	南海トラフ地震防災対策推進計画	465
第1節	総則	465
第1	推進計画の目的	465
第2	計画の基本方針	465
第3	防災関係機関が行う事務又は業務の大綱	466
第2節	南海トラフ地震臨時情報	467
第1	地震の時間差発生による災害の拡大防止	467
第2	南海トラフ地震臨時情報の発表	467
第3	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項	469
第4	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項	469
第3節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	469
第1	奈良県地震防災緊急事業五箇年計画	469
第4節	防災訓練計画等	469
第1	防災訓練計画	469
第5節	地震防災上必要な防災知識の普及計画	470
第1	職員に対する防災知識の普及	470
第2	住民に対する防災知識の普及	470
第3	学校教育における地震防災上必要な防災知識の普及計画	470
第4	防災上重要な施設管理者に対する防災知識の普及	470
第6節	地域防災力の向上に関する計画	470
第1	自主防災組織の災害対応能力の向上	470
第2	事業所等の災害対応能力の向上	470
第3	常備消防力の強化等	471
第7節	広域かつ甚大な被害への備え	471
第1	建築物の耐震性の確保	471
第2	長周期地震動対策	471
第3	斜面崩壊	471
第4	時間差発生による災害の拡大防止	471
第5	帰宅困難者対策	471
第6	文化財保護対策	471



第8節	地震発生時の応急対策等	472
第1	災害対策本部等の設置	472
第2	地震発生時の応急対策	472
第3	他機関に対する応援要請	472
第9節	消火活動計画	472
第1	出火防止・初期消火	472
第2	消防活動	472
第3	相互応援協定	472
第10節	保健医療活動計画	472
第1	保健医療活動	472
第2	医療機関への支援	472
第3	要継続的医療支援者（人工透析患者、人工呼吸器使用者等）への支援	473
第4	保健医療活動にかかる受援体制の整備	473
第5	後方医療体制の整備及び傷病者の搬送	473
第6	災害時における医薬品等の供給体制	473
第7	保健師等による健康管理に関する活動	473
第8	精神障がい者及びメンタルヘルスに関する活動	473
第9	医療関係機関・団体への協力要請	473
第11節	緊急輸送計画	473
第1	計画の基本方針	473
第2	輸送力の確保	473
第3	緊急輸送体制の確立	473
第12節	防疫、保健衛生計画	474
第1	防疫体制	474
第2	食品衛生対策	474
第3	防疫・保健衛生用資機材の調達等	474
第4	ペットの災害対策	474
第5	生活衛生対策	474
第13節	支援・受援体制の整備	474
第1	被災地への人的支援	474
第14節	広域避難対策	474
第1	広域避難者の受け入れ体制の整備	474
第2	広域避難者への対応	474
第15節	物資等の確保	475
第1	町、住民の役割分担	475
第2	平常時の物資調達	475
第3	平常時の報告	475
第4	食料備蓄率の向上	475